

平成 23 年 10 月 22 日(土)

津谷大沢区震災復興計画策定準備会議実施

議 事 録

議 題	津谷大沢区 震災復興計画策定準備会議	日にち	平成 23 年 10 月 22 日
		時 間	19:00 ~ 21:00
場 所	復興に向けた 新しい公共の場づくり協議会 気仙沼事務所	参加者	・津谷大沢区振興会 22 名 ・公共の場づくり協議会、 グラウンドワーク 4 名

参考資料	<ul style="list-style-type: none">○「震災復興計画策定に向けた組織について」○「(仮称)津谷大沢区震災復興会議設置要綱(案)」○「(仮称)津谷大沢区震災復興会議委員構成(案)」
会議事項 及び 話し合い の 結果	<ul style="list-style-type: none">○震災復興計画策定に向けた組織について<ul style="list-style-type: none">・組織の必要性とあり方、組織づくりの流れについて(説明:村中)・震災復興会議を振興会内部に位置づけることで同意。○津谷大沢区震災復興会議設置要綱(案)について<ul style="list-style-type: none">・震災復興を地域あげて取り組むため会議を設置する。・震災復興計画の策定、計画の推進に取り組む。 など・要綱は平成 23 年 10 月 30 日から施行とする。○津谷大沢区震災復興会議委員構成(案)について<ul style="list-style-type: none">・復興会議メンバー現 34 名の紹介、更に推薦により数名の名が上がりメンバーの賛同を得た。○津谷大沢区震災復興会議の設置について<ul style="list-style-type: none">・次回平成 23 年 10 月 30 日(日)午後 7 時からの第一回津谷大沢区震災復興会議をもって設置とする。 
その他	<ul style="list-style-type: none">○具体的な復興計画を策定する。そのためにも被災状況、被災記録と地域の意見、意向をまとめる。○定期的に「振興会だより」の発行、仮設住宅を含めた住民への配布を行う。○会議は見直すなど柔軟に進めていけば良い。○直売所の設置を検討できないであろうか。○大沢のスタートが他地区のモデルになる。

震災復興計画策定に向けた組織について

平成23年10月22日

気仙沼事務所

組織の必要性

震災直後の避難や復旧から復興に向けて動き出す時期に来たと言えます。

復興にあたっては十分に話し合い検討する場、住民の意向をまとめ上げる場、住民の意思を行政に伝え・行政の意図を住民に正確に伝える場など、組織は必要です。

組織に求められることは・・・

- ・ 十分な参加と意見交換ができ意見をまとめることができる組織
- ・ まちづくりなどを考え実践できる組織
- ・ 全員が関わる組織・気楽に集まれる組織・地区に認知された組織
- ・ 明確な目標とプラン・プログラムを共有化できる組織
- ・ 公開性がある組織
- ・ 話し合った成果が活かせる組織
- ・ 連携できる組織

組織形態のあり方

震災復興は特別な取り組みであり、強い意志とスピード感が求められます。

連続的・複線的・複合的な展開ができることであり、いざという時に動けて様々なことにサポートでき考え実践していく組織が必要です。

3・11後の復興会の動きや長期にわたる取り組みとなることから復興会の役割は大きく、継続性・持続性などを踏まえると、復興会内部に位置づけることが考えられます。

組織体制のあり方

「組織の総意」≒「地区の総意」を目指すには、メンバー構成が大事となります。

- メンバーは目的を達成する媒体である
- メンバーは地区の成り立ちや事情を考慮して定める
- メンバーは明確なプロセスによって選出されるべき
- メンバー構成は様々な意見を生み出せるようバランスを考える 仮設居住者も参入
- メンバーには将来を託せる人も

復興会メンバーを中心にした組織体制であり、意欲のある方や専門的知識のある方などの参加が考えられます。

組織の枠組みと設置要綱

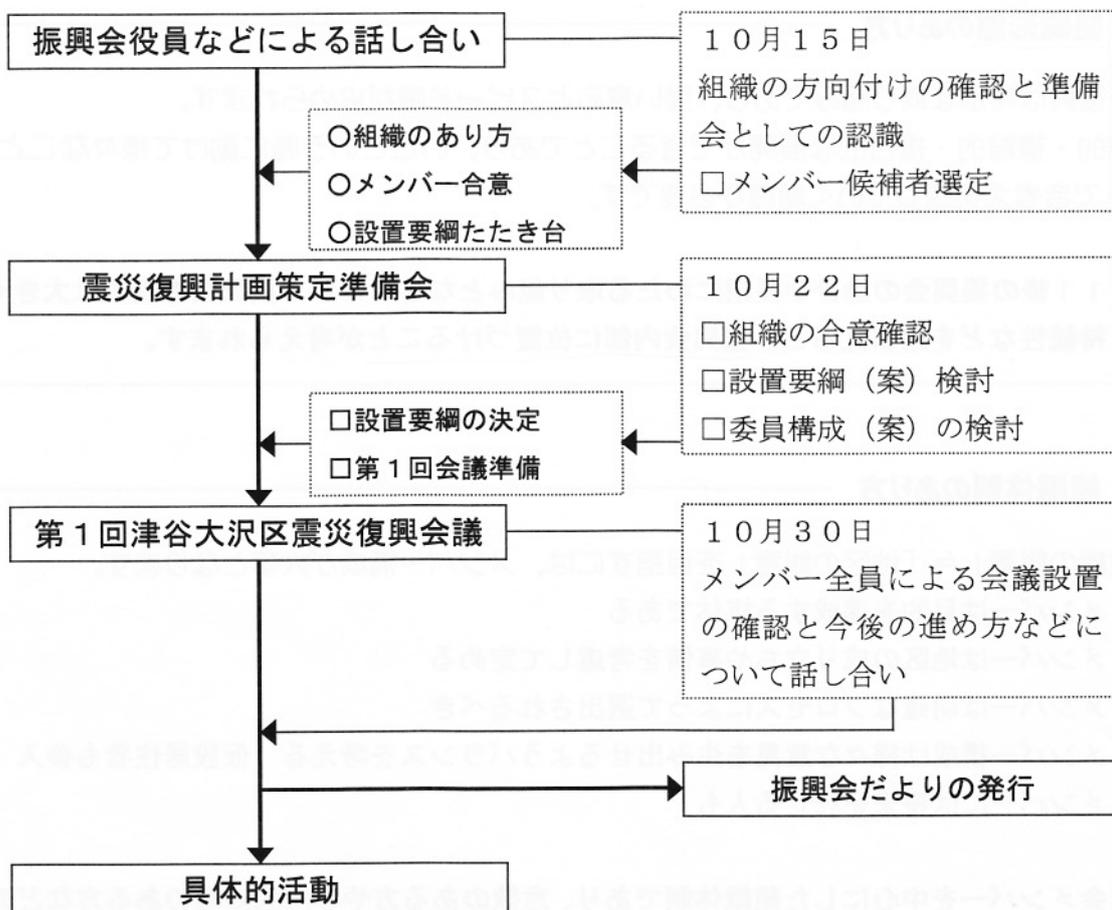
何をどこまでやるのが大事となり、それを共通認識する必要があります。

- 位置づけ－振興会の内部組織であり、議決は振興会となる。
- 活動内容－震災復興に関わる計画づくりとその推進
計画にはプランやプログラムづくりなどであるが、そのためのワークショップや勉強会なども含まれる。
- 構成員－振興会メンバーを中心に若い方・女性も入っていただき、関係組織の代表者などを加え外部の専門家などが関与できる構成が考えられる。
- 活動資金－振興会に属する。
- エリア－津谷大沢区を基本とし、必要に応じて隣接区などと調整を図るものとする。
- 設 立－振興会での決議もあるが、第1回会合において設置を位置づけることが考えられる。

設置要綱は、項目としてもれないことと、内容は全体的に柔らかい柔軟性のあるものでもよいが、目的や役割などは明確にすべきです。

組織づくりの流れ

振興会の中に震災復興計画の策定と計画の推進を行う会議を位置づけることが考えられます。



(仮称) 津谷大沢区震災復興会議設置要綱 (案)

(設置)

第1条 津谷大沢区振興会（以下「振興会」という。）は、東日本大震災によって大きな被害を受けた津谷大沢区（以下「地域」という。）の震災復興を地域あげて取り組むため、津谷大沢区震災復興会議（以下「会議」という。）を設置する。

(会議の役割)

第2条 会議は、地域の震災復興計画（以下「計画」という。）を策定するとともにその計画の推進を図ることを役割とする。

(組織)

第3条 会議は、振興会長、振興会副会長及び振興会役員並びに振興会長が委嘱する地域住民を持って組織する。

2 会議には、顧問及び参与を置くことができる。

3 顧問及び参与は、振興会長が会議に諮って委嘱する。

(会議)

第4条 会議は、振興会長が招集し、座長となる。

2 振興会長に事故あるときは、振興会副会長が代理する。

(部会の設置)

第5条 計画の策定にあたり、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の構成及び運営に関しては、振興会長が会議に諮って別に定める。

(経費)

第6条 会議に要する経費は、振興会が負担する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、振興会事務局及び振興会長が指名した者が処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、振興会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月 日から施行する。

(仮称) 津谷大沢区震災復興会議委員 (案)

振興会長	三浦	広文	顧問	菅原	義一
振興会副会長	菅原	国利	顧問	菅原	輝男
振興会副会長	菅原	正志	顧問	熊谷	孝
委員(振興会部長)	菅原	誠一	顧問	森	琢男
〃 (振興会副部長)	菅原	惣一	顧問	鈴木	トミ子(ソレイユの丘 施設長)
〃 (振興会部長)	菅原	正造			
〃 (振興会副部長)	菅原	富男	参	与	計画策定及び推進に協力 (NPO法人グラウンドワーク寒河江理事長)
〃 (振興会部長)	菅原	利昭			佐藤 順一
〃 (振興会副部長)	熊谷	正幸	参	与	計画策定及び推進に協力 (NPO法人まちづくり山形理事長)
〃 (振興会部長)	佐藤	司			村中 秀郎
〃 (振興会副部長)	菅原	ゆり子	参	与	仮設集会所整備に協力 (NPO法人アブカス代表)
〃 (振興会部長)	菅原	順子			石川 直人
〃 (振興会副部長)	三浦	裕子			
〃	菅原	徳光			
〃	菅原	あきみ			
〃	高橋	良明			
〃	菅原	正剛			
〃	佐藤	和枝			
〃	森	れい子			
〃	菅原	喜久蔵			
〃	菅原	善裕			
〃	菅原	雅子			
庶務	菅原	梅男			
〃 (振興会事務局)	菅原	秀一			
〃 (振興会事務局)	菅原	宅久			
〃 (振興会事務局)	佐藤	将			

元担当
菅原 司 印